

掲示事項（介護予防）訪問リハビリテーション

運営規程の概要

フリガナ	イワムロノサト ホウモンリハビリテーション							サービスの種類	(介護予防)訪問リハビリテーション		
事業所名	いわむろの里 訪問リハビリテーション							事業所番号	1570114932		
所在地	〒953-0103 新潟市西蒲区橋本97番地1							フリガナ	ヤザワ ヨシミツ		
								管理者	矢澤 良光		
連絡先	電話番号	0256-82-5040						FAX番号	0256-82-5150		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	国民の祝日及び 年末年始(12月29日~1月3日)	
	休	○	○	○	○	○	休	休			
営業時間	平日	9:00~16:30						備考			
	土曜日	-									
	日曜・祝日	-									
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)						
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)						
その他の費用											
通常の事業の実施地域	新潟市西蒲区(岩室・潟東・巻西圏域)、燕市(旧吉田町)、弥彦村										
	備考										

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1人以上	

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

利用料その他の費用の額

地域区分

7級地

単価

10.17 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《訪問リハビリテーション》

取扱要件	単位	基本利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問リハビリテーション費	(308)	3,132 円	314 円	3,132 円

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※	(6)	61 円	7 円	61 円
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	(200)	2,034 円	204 円	2,034 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(240)	2,440 円	244 円	2,440 円

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

《訪問リハビリテーションに算定》

・加算

加 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
リハビリテーションマネジメント加算 (1月につき)	(A) □ (213)	2,166 円	217 円	2,166 円
	(B) □ (270)	2,745 円	275 円	2,745 円
退院時共同指導加算	(600)	6,102 円	611 円	6,102 円
移行支援加算(1日につき)	(17)	172 円	18 円	172 円

《介護予防訪問リハビリテーション》

取扱要件	単位	基本利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護予防訪問リハビリテーション費	(298)	3,030 円	303 円	3,030 円

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※	(6)	61 円	7 円	61 円
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	(200)	2,034 円	204 円	2,034 円

《介護予防訪問リハビリテーションに算定》

・加算

加 算	単位	利用料 (1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
退院時共同指導加算	(600)	6,102 円	611 円	6,102 円

苦情処理の体制

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受付する他、下記の機関に申し立てることが出来ます。

事業所相談窓口	支援相談員	電話番号 0256-82-5040 代表
苦情受付機関	新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273 介護給付係
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-283-3022
	燕市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話番号 0256-92-1111 代表
	弥彦村住民福祉課福祉介護係	電話番号 0256-94-3132
	長岡市介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	三条市福祉保健部高齢介護課	電話番号 0256-34-5511

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日				
			評価機関名称					
			結果の開示	1	あり	2	なし	
	②	無し						